

## 町管理道路基準

### (目的)

第1条 この基準は、開発行為等における道路の帰属に関する基準について必要な事項を定め、秩序ある道路の整備と、適正な道路管理を図ることを目的とする。

### (道路の条件)

第2条 新たに町管理としようとする道路（以下「道路」という。）の条件は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 道路の起点及び終点が、国道又は県道若しくは町道に接続していること。
- (2) 道路の幅員が6メートル以上であること。
- (3) 道路の路面と構造物が良好に整備されていること。
- (4) 側溝等の排水設備が完備していること。
- (5) 民地との境界が明確に表示されていること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しないものとする。

- (1) 町が計画する路線で、集落間を結び、不特定多数の車両及び歩行者が通行する路線。
- (2) 都市計画法及び大津町開発事業等指導要綱により開発許可及び道路位置指定を受けた道路及び、土地改良法により整備された道路で、町長が必要と認める道路。

### (集落道を新たに認定しようとする場合の取扱い)

第3条 前条の条件を満たさないが、比較的軽微な改良を行うことで、前条の条件を概ね満たし、かつ、自治会等（以下「自治会」という。）からの要望等がある路線についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 自治会は、要望等を行う際は、次の書類を添付するものとする。

ア 測量承諾書

イ 用地提供承諾書

- (2) 要望等に対する道路用地の譲渡方法は、次のとおりとする。

ア 道路として認定する部分までの用地については、関係地権者が、寄附により大津町へ譲渡するものとする。

- (3) 要望等に対する道路改良の時期は、大津町振興総合計画等や予算等も考慮して、町道への認定を行い、議会の議決を経て改良を行うものとする。

### (委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。